

N－1 電制の先行適用について

当社は、平成 30 年 7 月 2 日に、7 月 2 日以降に契約する案件から、電力広域的運営推進機関の広域系統整備委員会において整理された N－1 電制^{※1}の先行適用を踏まえてアクセス検討を進めております。

※1 通常、送電線は 2 回線構成とし、その内 1 回線に事故があっても残りの 1 回線で電力を供給できるようにしております。このため、送電線や変圧器等の流通設備については、事故時でも使用できる緊急時の容量を確保しております。

N－1 電制では、送電線や変圧器の事故時に、リレーシステムによって電源を遮断または抑制することにより、緊急時に確保していた容量を活用することで、系統増強をせずに電源の連系を可能とするものです。

なお、N－1 電制適用対象の電源は、広域系統整備委員会で整理された新規の特別高圧電源となります。高圧系統へ接続される発電機につきましては電制対象外とし、設備増強を前提とした設備形成となります。

本日、当社ホームページで公開している空容量において、発電事業者さまの予見可能性を向上させることを目的に、設備毎の「N－1 電制適用可否」や、N－1 電制を適用した場合に連系拡大が期待できる最大の目安である「N－1 電制適用可能量」を追加し公開しております。^{※2}

※2 当該設備に N－1 電制が適用可能かどうか、適用した場合の最大の拡大量の目安を示しております。実際の連系にあたっては、申込内容や連系点、連系先設備の現状に加え、連系先設備以外の設備の状況を考慮した上で詳細評価を行う必要があります。（N－1 電制が「可能」とされている線路であっても、N－1 電制適用による連系を保証するものではありません）